

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課徴収等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、地方税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

総合住民サービスシステム及び滞納整理支援システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、区ユーザー認証(ユーザーID・生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理者等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>千代田区は地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>■個人住民税の賦課徴収事務</p> <p>①確定申告書、住民税申告、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び法定調書等の賦課資料や各種届出書等により、賦課決定に必要な情報を収集し、管理する。</p> <p>②住民基本台帳及び納税義務者からの申告等に基づき、賦課期日現在の納税義務者の情報を把握し、管理する。</p> <p>③納税通知書及び税額通知書を作成し、納税義務者に交付することにより納税の告知を行う。</p> <p>■軽自動車税の賦課徴収事務</p> <p>①納税義務者からの申告書や届出及び軽自動車検査協会等から賦課決定に必要な情報を入手し、管理する。</p> <p>②賦課期日現在に登録された車両について、納税通知書を作成し納税義務者に交付することにより納税の告知を行う。</p> <p>■区税等の収納管理事務</p> <p>①徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>②納期限までに納付されなかった滞納者に督促状を発送する。</p> <p>■区税等の滞納整理事務</p> <p>①地方税法及び国税徴収法に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行うため、滞納情報を管理する。</p>
③システムの名称	<p>①総合住民サービスシステム(個人住民税システム、軽自動車税システム、収納システム、宛名管理システム)</p> <p>②滞納整理支援システム</p> <p>③国税連携システム</p> <p>④eLTAXシステム</p> <p>⑤中間サーバー</p> <p>⑥統合宛名管理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>個人住民税賦課情報ファイル</p> <p>軽自動車税賦課情報ファイル</p> <p>収納情報ファイル</p> <p>滞納整理情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞</p> <p>番号法第19条第7号、同法別表第2の27項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>＜情報提供＞</p> <p>番号法第19条第7号、同法別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の2、23、24、25、26の3、28、31、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2及び59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課法規担当 TEL03-5211-4138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区区民生活部税務課課税係、納税促進係、特別整理係 TEL03-3264-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

